



知っておこう！冬の水道トラブル

これからの季節、厳しい寒さがやってきます。気温が氷点下になると水道管が凍ったり破裂したりするトラブルが発生しやすくなります。
そんなトラブルが起きた場合に、どのような対処をすればよいのかをご紹介します。

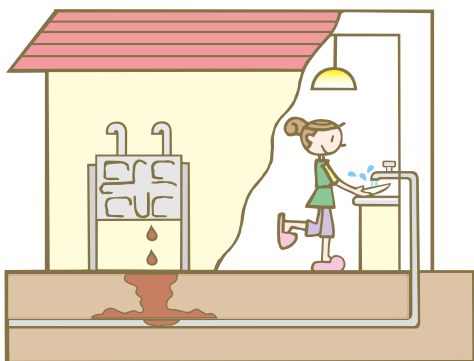
水道管や蛇口が凍結してしまったら・・・

水道管や蛇口が凍ってしまったら

自然に溶けるのを待つか、凍った部分にタオルをあて、ぬるま湯をかけて溶かしましょう。

水道管が破裂してしまったら

メータボックスの中のバルブを閉めて(右に回す)水を止めるなど応急処置をして、お近くの指定給水装置工事業者へご相談ください。
(※8～10ページ参照)



灯油漏れにご注意ください

ご家庭で使用される水道管の多くは、灯油がしみ込みやすい材質でできているため、庭先などで灯油がこぼれ、それが地中の水道管にしみ込むと、水道水が油臭くなることがあります。
そんなときは・・・お近くの指定給水装置工事業者へご相談ください。

お問い合わせ

- 道路からメーターまでの水道管の破裂について
配水管理センター 維持グループ ☎616-1331
- メーターの破損について
サービスセンター 計量グループ ☎633-3188

古くなった水道管をリニューアル

設置当時は最新型の水道管も、時間が経つと強度が落ち、漏水などのトラブルが発生しやすくなります。地震などの災害への備え、にごり水や漏水の発生防止のためにも、計画的に新しい水道管への取り替えを実施しなければなりません。



※平成22年度の工事エリアについては、平成22年4月にホームページに掲載する予定です。

工事中の道路について

水道管は道路下に布設されているものがほとんどで、細い道などでは全面通行止となる場合もあります。
交通量が多い道路や商店街などではご迷惑を最小限にするため、夜間工事等を行ないます。

事前にご連絡いたします

工事を行なう前に、住民の皆様にお知らせします。また、やむを得ず一時的に断水となる場合も、事前にお知らせします。

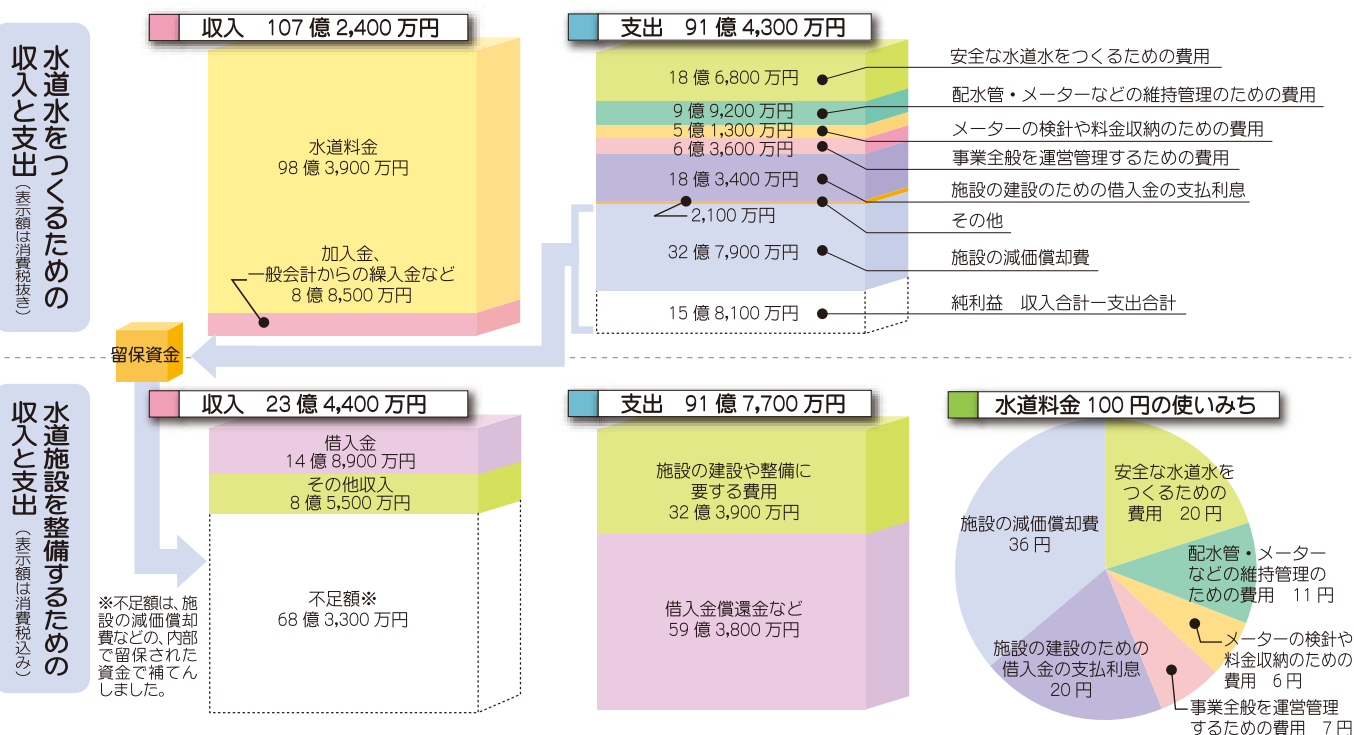


お問い合わせ 水道建設課 改良工事グループ ☎633-3408

宇都宮市上下水道局の平成20年度決算のあらまし

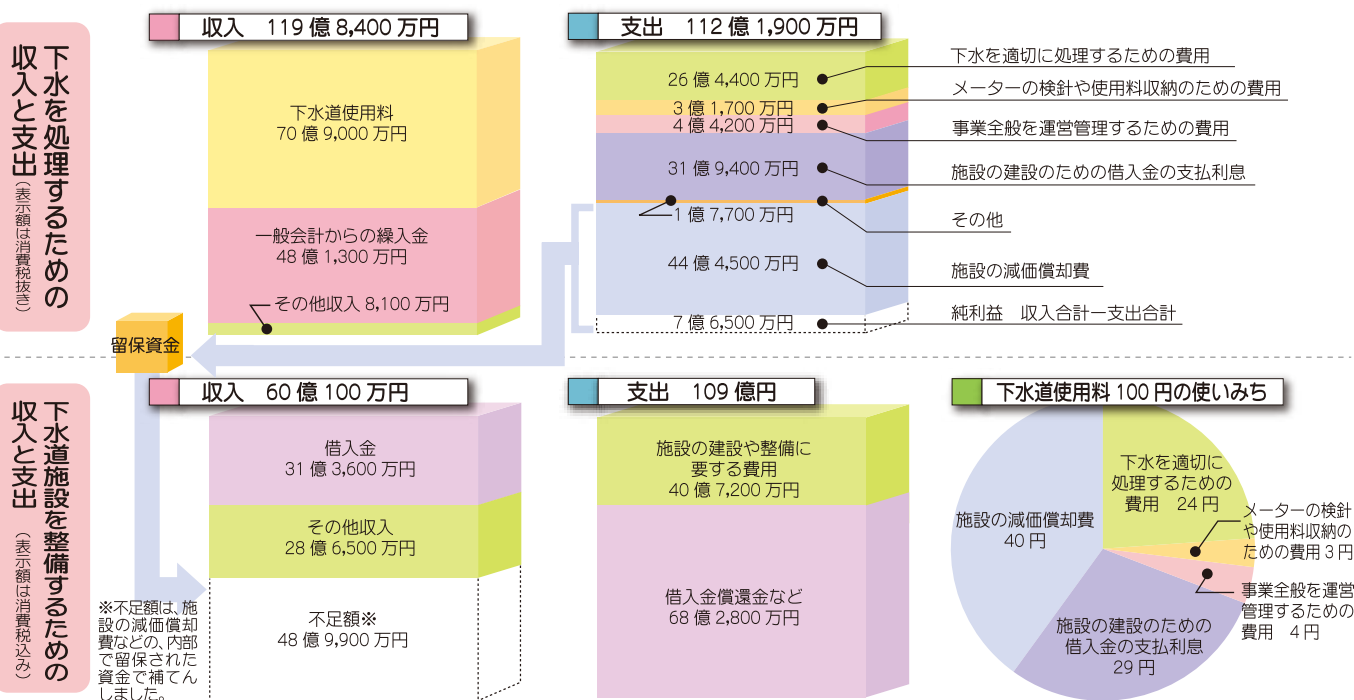
水道事業

水道事業では、安全でおいしい水を、いつでも安定的にお届けするため、これまでよりも多くの水道水を貯えらる施設や、地震に強い施設を整備するための工事や、古くなった水道管を更新する工事などを行いました。また、水質検査が、高い技術と制度に裏づけされていることの証明となる「水道 GLP」の認定を受けました。



下水道事業

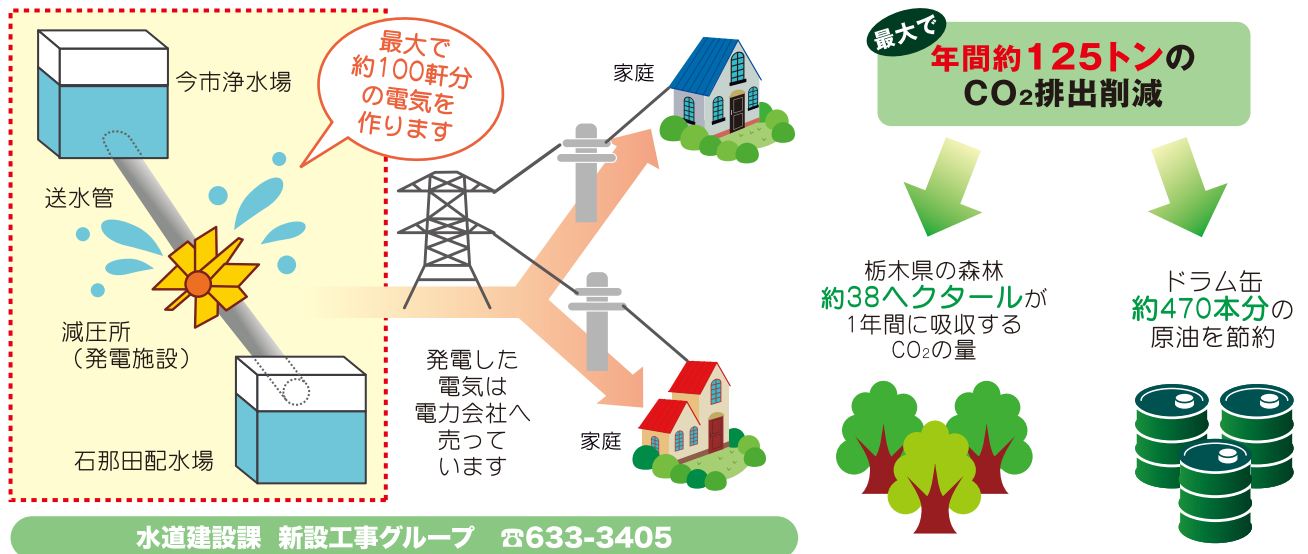
下水道事業では、下水道をいつでも安心してご利用いただけるよう、地震等の災害に備えた、施設の耐震調査や、古くなった下水道管の寿命を延ばすための工事を行ったほか、大雨の際、下水道管の水をあふれにくくしたり、ごみなどが流れ出さないようにするための工事を行いました。



これからも、お客様に一層信頼いただけますよう、適正で効果的な事業運営に努めてまいります。

～地球にやさしいエネルギーをつくります～ 10月から小水力発電がスタート！！

日光市にある「今市浄水場」と宇都宮市北部にある「石那田配水場」の間の減圧所に、小水力発電設備を設置しました。高い所から低い所へ水道水が流れ落ちる力を有効利用し、水車を回して電気を作ります。



旧市町の上下水道料金の調整について、水道料金等審議会が答申

宇都宮市と旧上河内町、旧河内町が合併してから、既に3年が経過しようとしています。上下水道料金等については、それぞれの地域でまちまちな制度を採用していることから、その調整について、本年5月、市長が「宇都宮市水道料金等審議会(石井晴夫会長)」へ諮問を行いました。

その後、3回に渡る慎重な審議を経て、9月18日、同審議会から市長あてに答申書が提出されました。

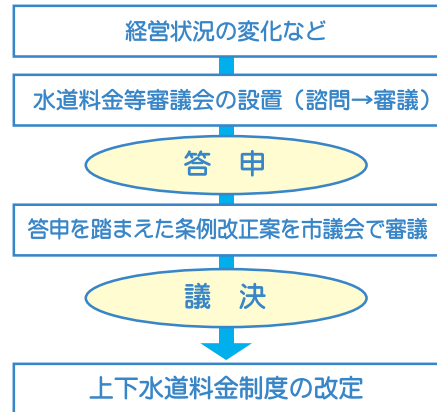


<答申内容>

- 調整の方法：水道料金、下水道使用料及び地域下水処理施設使用料については、現行の宇都宮市の制度に統一する。
- 調整の時期：平成22年4月1日

※ただし、旧2町の下水道使用料及び地域下水処理施設使用料については、引き上げとなることから、平成22年度の1年間に限り、引き上げ額の2分の1相当を据え置く。

上下水道料金改定(調整)の流れ



★上下水道料金等の調整(改定)については、今後、市議会で審議されます。議決後、調整の最終結果を含め詳細については、広報紙等により改めてお知らせします。

経営企画課 企画財政広報グループ ☎633-3230

受水槽のいらない新しい給水サービス 直結増圧式給水がはじまりました

宇都宮市では平成21年4月1日から増圧ポンプを利用することにより、4階以上の建物への直結給水ができるようになりました。

これまで、4階以上の建物では受水槽を設置する必要がありましたが、直結増圧式給水にすると受水槽が不要となるため、受水槽の管理・清掃の手間が省け、また受水槽の設置スペースを有効活用することができます。

ただし、建物の規模などの条件がありますので、工事費見積りの依頼と併せて、指定給水装置工事事業者へご相談ください。

工事受付センター 接続工事受付グループ ☎633-3164

